

第 92 号議案

豊後大野市行政財産使用料条例の一部改正について

豊後大野市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 12 月 3 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

行政財産目的外使用料に関し、条例の規定の整備の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

豊後大野市行政財産使用料条例（平成 17 年豊後大野市条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（行政財産の使用料）

第 2 条 行政財産を使用する者は、使用の区分等に基づき、使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、別表の規定により算定した額に当該額に係る消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。ただし、当該加算に係る規定の適用については、次に掲げる場合を除く。

- (1) 土地の使用のうち消費税法第 6 条第 1 項の規定により消費税を課さないこととされるものである場合
- (2) 別表備考 1 及び備考 2 の規定に該当するものである場合

別表中備考以外の部分を次のように改める。

使用料の名称	区分	単位	金額
行政財産 目的外使用料	土地	1平方メートル 当たり年額	市有財産台帳に登載された当該土地の価格を当該土地の総面積で除して得た額に 100 分の 5 を乗じて計算した額（以下「土地の基準使用料」という。）とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、近傍類地の時価、利用効率等を考慮して、3 割以内において土地の基準使用料を減額し、又は増額することができる。
	建物	1平方メートル 当たり年額	市有財産台帳に登載された当該建物の価格を当該建物の延べ面積で除して得た額に 100 分の 7 を乗じて計算した額に次の算式により計算した額を加算した額（以下「建物の基準使用料」という。）とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、当該建物の破損の状況、利用効率等を考慮して、3 割以内において建物の基準使用料を減額し、又は増額することができる。 (当該建物の敷地の土地の基準使用料) × (当該建物の建築面積 / 当該建物の延べ面積)

別表備考中備考 2 を備考 3 とし、備考 1 の次に次のように加える。

- 2 自動販売機の設置に係る土地又は建物の使用料については、この表の規定にかかわらず、自動販売機設置料として、1台につき月額1,080円（土地の使用のうち消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものである場合は、月額1,000円）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の豊後大野市行政財産使用料条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用料について適用し、施行日前の使用料については、なお従前の例による。